

熊谷市住宅リフォーム資金補助金交付要綱

令和3年3月31日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内業者に依頼して行う住宅リフォーム等の工事に対し、予算の範囲内において、熊谷市住宅リフォーム資金補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則(平成17年規則第59号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)住宅 居住の用に供する建築物をいう。

(2)個人住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。

(3)併用住宅 個人住宅部分と店舗、事務所、賃貸住宅等(以下「非個人住宅」という。)部分がある住宅をいう。

(4)集合住宅 個人住宅部分、非個人住宅部分及び共用部分が独立して併存する住宅をいう。

(5)市内事業者 本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は住所を有する個人事業主であって、住宅の改修工事を行う業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、住宅の改修工事を市内事業者に請け負わせ、改修工事に係る契約を締結した者とする。この場合において、併用住宅及び集合住宅にあつては、個人住宅部分の改修工事を市内事業者に請け負わせた者であることとする。

2 交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1)補助金の交付を申請する日(以下「申請日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2)補助金の対象となる住宅を市内に所有し、かつ、当該住宅に居住している者、又は2親等以内の親族が所有する市内の住宅に居住する者。ただし、市長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。

(3)申請日において、申請者及び補助金の対象となる住宅の所有者(所有者が2人以上いるときは、その全員)に市税の滞納がないこと。

(4)申請日において、当該住宅の改修工事に係る費用の支払が完了していること。

(5)補助金の交付後、継続して当該住宅に5年以上居住する者。

(6)次条に掲げる補助対象工事について、本市で実施している他の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる改修工事(新築又は建替えを除く。)は次に掲げるものと

する。

- (1) 住宅の内外装の修理又は修繕に係る工事
- (2) 住宅の増改築又は間取りの変更に係る工事
- (3) 居室、浴室、玄関、窓、台所、トイレ等の改良工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める工事

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けている住宅(補助金の交付から5年を経過したものを除く。)について行うリフォームは、補助金の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、改修工事に要した費用(消費税及び地方消費税を除く)であって、20万円以上とする。この場合において、併用住宅に係る改修工事の補助対象経費については、当該改修工事に関する経費の額に個人住宅部分の床面積を当該併用住宅の床面積で除して得た数値を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)が20万円以上であること。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の100分の5に相当する額(千円未満の端数は切り捨てる。)とし、10万円を限度額とする。

2 補助金は、「まち元気」熊谷市商品券により、交付するものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするときは、改修工事が完了した日の翌日から起算して3月以内に、熊谷市住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 誓約書及び承諾書(様式第2号)
- (2) 当該住宅に係る固定資産税の課税明細書(土地・家屋)の写し又はこれに準ずる書類
- (3) 設計図
- (4) 改修工事の請負契約書の写し及び改修工事の明細書の写し
- (5) 改修工事を請け負った市内事業者が発行した領収書の写し
- (6) 改修工事の実施前及び実施後の現場写真
- (7) 建築確認申請が必要な改修工事の場合にあっては、建築基準法(昭和25年法律201号)第7条第5項に規定する検査済証
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の期間は、毎年度市長が定める。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し交付の可否を決定するとともに、熊谷市住宅リフォーム資金補助金交付(不交付)通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知するものとする。この場合において必要と求めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付について決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに熊谷市住宅リフォーム資金補助金交付請求書(様式第4号)を市長に

提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し及び返還請求)

第10条 市長は、補助決定者又は補助金の対象となる改修工事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (4) 住宅を正当な理由なく自己の居住の目的以外に使用したとき。
- (5) 市税等の滞納が発生したとき。
- (6) 提出書類等に虚偽があったとき。
- (7) 改修工事が建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の関係法令に違反していたとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、期限を定めて返還させることができる。

- 3 市長は、第1項の規定による取消し又は第2項の規定による返還請求を行う場合には、熊谷市住宅リフォーム資金補助金交付取消・返還金決定通知書(様式第5号)により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 補助決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告等)

第12条 市長は、必要と認める場合は、改修工事に關し、報告及び補助対象改修工事に關する書類を求め、また、現地調査を実施することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、第10条から第13条までの規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和2年3月23日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊谷市住宅リフォーム資金補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった住宅リフォーム資金補助金について適用し、同日前に申請のあった住宅リフォーム資金補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊谷市住宅リフォーム資金補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった住宅リフォーム資金補助金について適用し、同日前に申請のあった住宅リフォーム資金補助金については、なお従前の例による。